

2021年1月14日
大樹生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長：吉村 俊哉、以下「当社」）は、今般、一部地域を対象に緊急事態宣言が発令されたことを受け、以下の対応を実施いたします。

<保険料の払込みに関する期間の延長について>

緊急事態宣言が発令された地域*のご契約を対象に、お客さまからのお申出により、保険料の払込みに関する期間を最長6カ月間延長いたします。

※緊急事態宣言対象地域について

○東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県（2021年1月8日～）

○栃木県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県（2021年1月14日～）

今後、緊急事態宣言の対象となる地域が拡大した場合は、その地域についても特別取扱いの対象といたします。

なお、全国の「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けられたお客さまのご契約に対する特別取扱いについては、これまでどおり継続してまいります。詳細は当社ホームページをご確認ください。

※当社ホームページ：新型コロナウイルス感染症に関する当社の対応について

<https://www.taiju-life.co.jp/corporate/news/response.htm>

<お問い合わせ先>

大樹生命 お客さまサービスセンター 0120-318-766

受付時間：平日9：00～17：00

（土・日・祝日・年末年始（12／31-1／3）を除く）

以上